



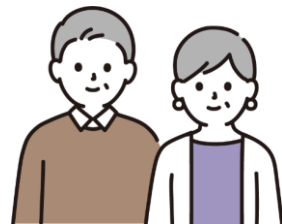
要支援・要介護認定を受けているみなさまへ

三田市住宅改造費助成事業について

住み慣れた自宅で自立生活を送るために必要な住宅改造工事に要する費用の一部を助成します。

1 対象世帯

三田市に住民登録している介護保険の要支援・要介護認定を受けた人がいる世帯で、以下の要件をすべて満たす世帯が対象となります。



- ① 生計中心者が給与収入のみの人で、前年分の給与収入金額が800万円以下の世帯、または生計中心者※が給与収入のみ以外の人で、前年分の所得金額が600万円以下の世帯（1月～6月の申請の際には、前々年分の収入または所得で判断します。）
- ② 世帯員全員が市税を滞納していないこと。（同居者を含む）

※生計中心者とは、同居家族のうち最も所得の多い人を言います。

※住民票上は別世帯であっても、実質的に同一家屋・住所で生活している人は同居家族とみなします。

2 助成対象工事

- ・現在の身体状況で必要と認められる工事のみ助成対象となります。
- ・介護保険の住宅改修制度と同時実施になります。



3 助成金額

助成対象金額
(上限100万円)

助成対象
工事費の合計

介護保険の住宅改修
制度の支給基準
限度基準額 (20万円)

助成率
(下表参照)

階層区分	要件	助成率
A	生活保護世帯	3 / 3
B	市民税非課税世帯	9 / 10
C	市民税均等割のみ課税世帯	9 / 10
D	市民税均等割及び所得割課税世帯	2 / 3
E	所得税課税世帯 (課税額7万円以下)	1 / 2
F	所得税課税世帯 (課税額7万円以上)	1 / 3

助成金額の計算方法

(例：課税額7万円以下（階層区分E）で生活の中心が1階の場合）



工事名		金額（円）	助成対象額（円）
1.浴室	浴槽段差解消	200,000	200,000
	手すり取り付け	100,000	100,000
	浴室入口段差解消	100,000	100,000
	浴室窓の取替え	100,000	対象外
	浴室壁・天井素材変更	100,000	対象外
	浴室乾燥機設置	100,000	対象外
	タオル替え・鏡等浴室備品	100,000	対象外
	浴室合計（①）	800,000	400,000
2.便所	1階トイレ手すり取付け	100,000	100,000
	2階トイレ入口段差解消	100,000	対象外
	便所合計（②）	200,000	100,000
3.玄関	北側玄関手すり取付け	30,000	30,000
	南側玄関手すり取付け	30,000	対象外
	玄関合計（③）	60,000	30,000
4.廊下・階段	階段手すり取付け	100,000	対象外
	廊下・階段合計（④）	100,000	対象外
工事合計（①+②+③+④）		1,160,000	530,000

※上記は一例です。

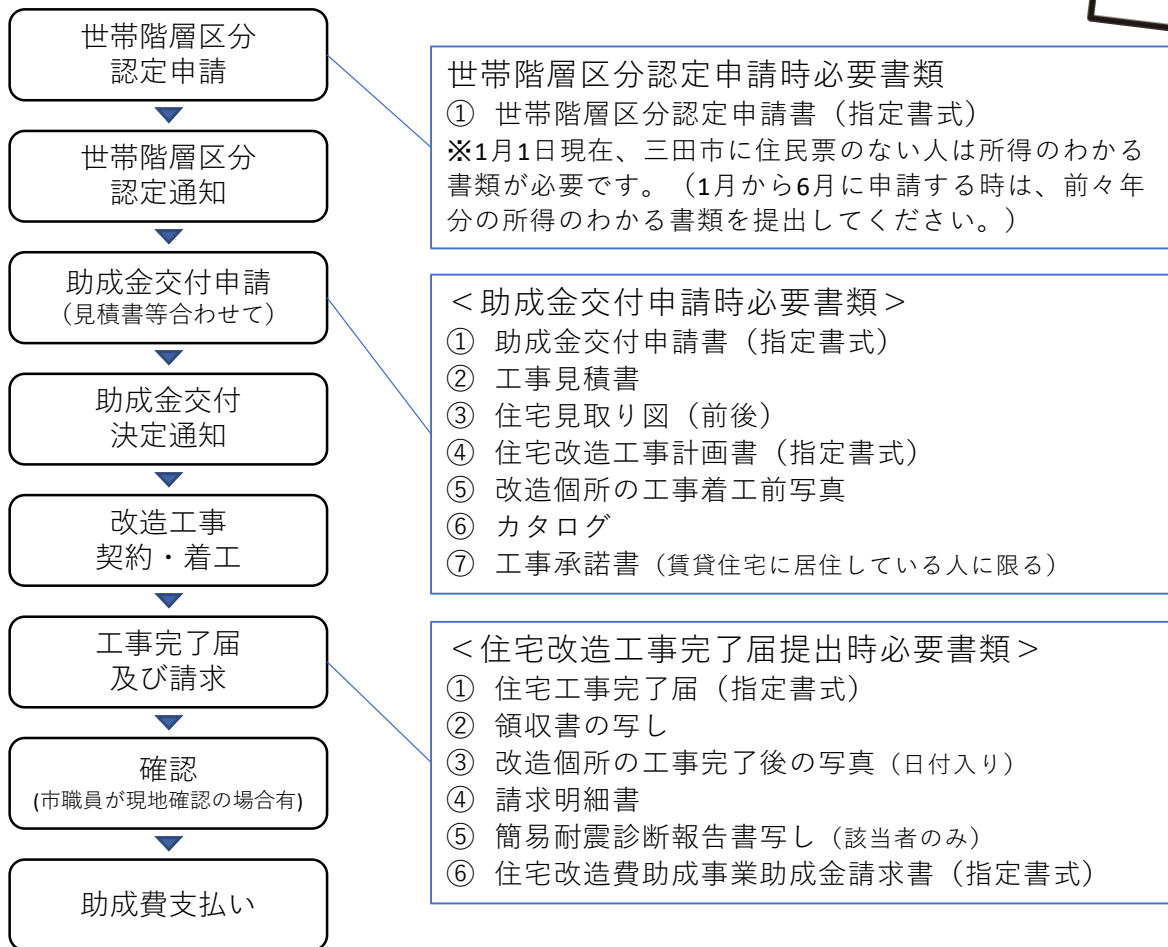
身体状況等により助成対象箇所が変わる場合があります。

$$\begin{aligned} \text{助成額の計算} & \quad 53\text{万円} - 20\text{万円（住宅改修上限額）} \times 1/2 \text{（階層区分E）} \\ & = \underline{\text{助成額}} \quad 16\text{万}5\text{千円} \end{aligned}$$

- 世帯内に他に介護認定者がいる場合、「認定者数×20万円」が助成対象限度額からの控除額となります。
- 三田市内の業者を利用した場合は、助成額に10%(千円未満切捨)と5万円を比較して少ない方の額を加算して助成します。(市内業者とは、見積書および領収書の双方の業者住所が市内であることが条件となります。)

助成費支払いまでの流れ

助成費等の申請は担当する地域包括支援センターを通じご提出ください。



簡易耐震診断の流れ

以下のすべてに該当する戸建て住宅のみ簡易耐震診断が必要となります。
対象の人は、工事完了届を出していただく前に簡易耐震診断を受け、
診断結果報告書の写しをご提出ください。



1. 昭和56年5月以前に建築された住宅
2. 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
3. 平成12年度から14年度に実施した「我が家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
4. 過去に耐震診断を受けていない住宅
5. 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

簡易耐震
診断申請

診断実施
決定通知

調査実施

診断結果
報告書受理

<簡易診断申請時必要書類>

- ① 建物の建築時期のわかるもの
- ② 付近見取図

※過去に簡易診断など耐震診断実施済の場合

新たな簡易耐震診断は不要です。工事完了届時に耐震診断結果など実施したことがわかる書類の写しをご提出ください。

4 申請に関する相談先

当事業の申請に関しては、お住いの地区の地域包括支援センターにご相談ください。



地区	地域包括支援センター名	連絡先
三田・三輪南(三輪・松が丘校区)	三田市地域包括支援センター	TEL 559-5941 FAX 559-5707
フラワータウン	フラワー地域包括支援センター	TEL 553-3600 FAX 553-3601
ウッディタウン・カルチャータウン	ウッディ地域包括支援センター	TEL 553-1077 FAX 553-7023
藍	藍地域包括支援センター	TEL 568-3900 FAX 568-0810
三輪北(志手原校区)・小野・高平	三輪北・小野・高平地域包括支援センター	TEL 560-3080 FAX 560-3071
広野・本庄	広野・本庄地域包括支援センター	TEL 568-5777 FAX 568-7555

【注意事項】

- 必ず契約及び着工前にご申請ください。**契約後及び着工後の申請は受け付けられません。**
- 工事内容によっては市職員が訪問し、申請内容を確認する場合があります。
- 助成金交付申請後、2週間程度で決定通知書を自宅へ送付しますので、決定通知書が届いてから、改造工事の契約及び着工をしてください。**(通知書が届く前に契約及び着工をされた場合は助成対象外となりますのでご注意ください。)**
- 当該年度の3月31日までに工事完了届を市へ提出した工事が対象となります。
- 過去に高齢者住宅バリアフリー化助成事業を利用した場合、当該助成を利用することができません。
- 印鑑使用の際は、提出書類すべてに同じ印を押してください。
- 介護保険の住宅改修助成が優先されるため、対象工事費が20万円以下の工事は助成対象となりません。
- 老朽化を理由とした改造は対象となりません。また、住宅の建替えや、新築・中古の住宅を購入される場合にも助成対象となりません。
- 予防を目的とした改造、増改築工事及び壁・天井・窓等の工事にかかる費用は助成対象外です。
- 1階便所と2階便所、北側玄関と南側玄関のように同一区分の工事が複数ある場合は、メインで使用している1か所のみが助成対象となります。
- ユニットバスの工事は、①浴室入口がグレーチング等により段差解消されること②浴室出入口（有効開口幅）が65cm以上確保されていること③浴槽出入りのための手すりが設置されていることが要件となります。浴槽の段差（浴槽跨ぎ高さとは浴槽底面との差）が改善されていない場合、浴槽部分は助成対象外となります。

<当事業に関するお問い合わせ>

三田市 高齢者支援課 高齢者福祉係 三田市三輪2丁目1番1号
TEL 079-559-5070 FAX 079-563-7776